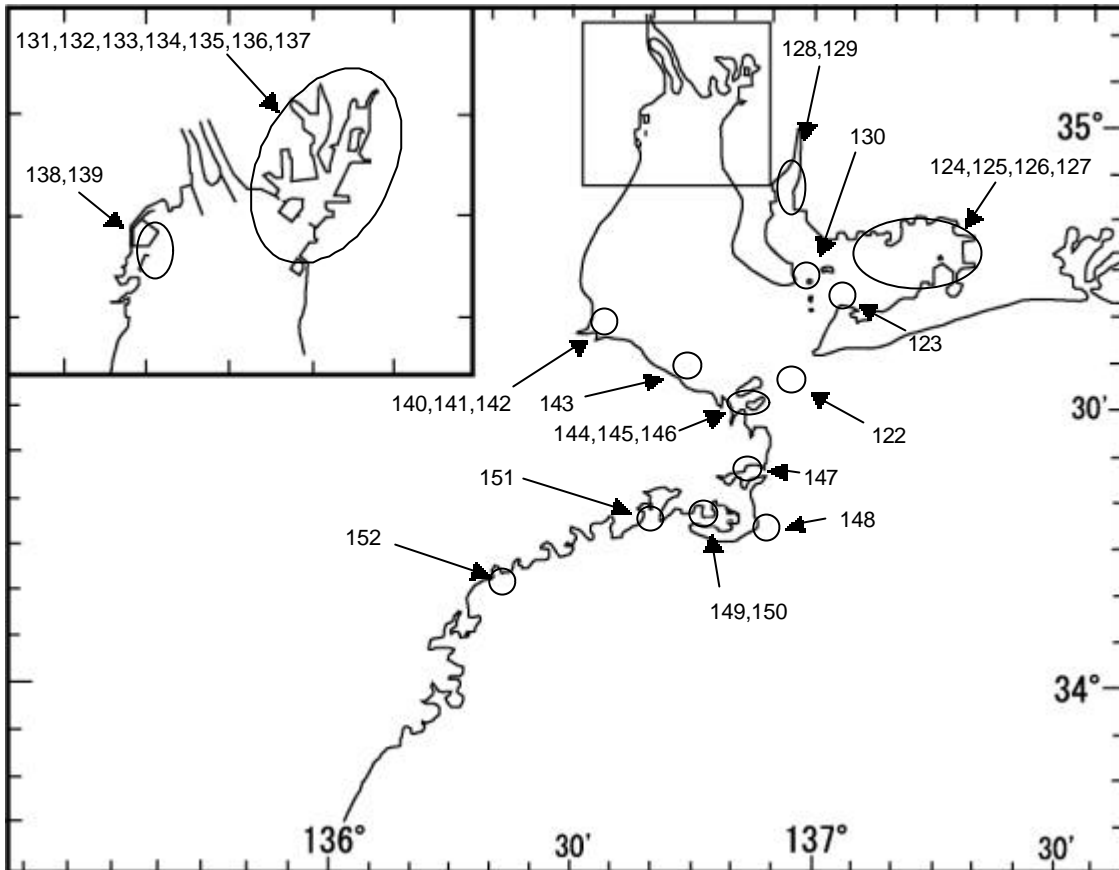


四管区水路通報第 5 号

平成 1 5 年 2 月 5 日

第四管区海上保安本部

第 1 2 2 項	本州南岸	伊良湖水道付近、神島	海底波高計点検作業
第 1 2 3 項	本州南岸	渥美湾、立馬埼	潜水作業
第 1 2 4 項	本州南岸	三河港	掘下げ作業等
第 1 2 5 項	本州南岸	三河港南部	水難救助訓練
第 1 2 6 項	本州南岸	三河港南部	岸壁改修工事
第 1 2 7 項	本州南岸	三河港北部	小型船舶操縦訓練
第 1 2 8 項	本州南岸	衣浦港	深浅測量
第 1 2 9 項	本州南岸	衣浦港	水路測量
第 1 3 0 項	本州南岸	師崎港	灯台改修工事
第 1 3 1 項	名古屋港	東航路及付近	航行制限区域設定
第 1 3 2 項	名古屋港	第 1 区	ヨット帆走訓練
第 1 3 3 項	名古屋港	第 1 区	潜水訓練
第 1 3 4 項	名古屋港	第 4 区	掘下げ作業等
第 1 3 5 項	名古屋港	第 4 区	掘下げ作業等
第 1 3 6 項	名古屋港	第 4 区	航泊禁止
第 1 3 7 項	名古屋港	第 5 区	起重機船作業
第 1 3 8 項	本州南岸	四日市港付近	灯浮標現状変更
第 1 3 9 項	本州南岸	四日市港、第 3 区	灯台改修工事
第 1 4 0 項	伊勢湾	松阪港	導灯現状変更
第 1 4 1 項	伊勢湾	松阪港	導灯現状変更
第 1 4 2 項	伊勢湾	松阪港	導灯調査作業
第 1 4 3 項	伊勢湾	宇治山田港	水路測量
第 1 4 4 項	本州南岸	菅島水道、菅島	防波堤築造工事
第 1 4 5 項	本州南岸	鳥羽港	小型船舶操縦訓練
第 1 4 6 項	本州南岸	鳥羽港	起重機船作業
第 1 4 7 項	本州南岸	的矢港	防波堤等築造工事
第 1 4 8 項	本州南岸	大王崎、波切港	起重機船作業
第 1 4 9 項	本州南岸	英虞湾、浜島港	小型船舶操縦訓練
第 1 5 0 項	本州南岸	英虞湾、浜島港	潜水調査
第 1 5 1 項	本州南岸	熊野灘、五ヶ所港	ボーリング調査
第 1 5 2 項	本州南岸	熊野灘、長島港南方	灯浮標現状変更



15年122項 本州南岸 - 伊良湖水道付近、神島 海底波高計点検作業
 下記地点で海底波高計の点検作業が実施される。

期 間 平成15年2月21日～3月14日まで（内1日）の日出～日没

位 置 下記地点

[世界測地系 WGS-84]

34-32-26N 136-58-37E

備 考 (1)警戒船を配備する。

(2)潜水作業を伴う。

海 図 W1064 - W1053 - W1051

出 所 鳥羽海上保安部

15年123項 本州南岸 - 渥美湾、立馬崎 潜水作業
 （四管区水路通報 14年 50号 1438項 削除）

下記区域で潜水土による電気防蝕工事が実施されている。

期 間 平成15年2月12日まで（予備日2月13日～3月14日）の0800～1700

区 域 下記地点付近

[世界測地系 WGS-84]

34-39-48N 137-04-39E

海 図 W1052 - W1053

出 所 蒲郡海上保安署

15年124項 本州南岸 - 三河港 掘下げ作業等

下記区域で掘下げ作業及び捨土作業が実施される。

期間 平成15年2月13日～3月28日までの日出～日没
区域 (掘下げ区域) 下記4地点により囲まれる区域

[世界測地系 WGS-84]

- (1) 34-43-48.6N 137-18-23.8E
- (2) 34-43-42.8N 137-18-23.8E
- (3) 34-43-42.8N 137-18-21.0E
- (4) 34-43-49.1N 137-18-21.1E

(捨土区域) 下記4地点により囲まれる区域

- (5) 34-48-12.0N 137-16-09.2E
- (6) 34-48-08.9N 137-16-10.5E
- (7) 34-48-06.8N 137-16-03.1E
- (8) 34-48-09.9N 137-16-01.8E

標識 捨土区域に黄灯付浮標を設置する。
備考 警戒船を配備する。
海図 W1057A - W1057B
出所 三河港長

15年125項 本州南岸 - 三河港南部 水難救助訓練

下記地点付近で水難救助訓練が実施される。

期間 平成15年3月4日～6日まで(予備日3月7日、10日、11日)の0900～2030
平成15年3月12日～14日まで(予備日3月17日～19日)の0900～2030

区域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
[世界測地系 WGS-84]

- (1) 34-42.1N 137-19.5E
- (2) 34-42.1N 137-18.3E
- (3) 34-45.1N 137-18.3E
- (4) 34-45.1N 137-19.3E

備考 潜水訓練を伴う。
海図 W1057B - W1052
出所 三河港長

15年126項 本州南岸 - 三河港南部 岸壁改修工事

下記区域で岸壁改修工事が実施される。

期間 平成15年2月13日～3月28日までの日出～日没
区域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

[世界測地系 WGS-84]

- (1) 34-44-06.2N 137-19-09.2E
- (2) 34-44-06.1N 137-19-09.5E

(3) 34-43-59.8N 137-19-07.7E

(4) 34-43-59.9N 137-19-07.4E

備考 (1)潜水作業を伴う。
(2)警戒船を配備する。

海 図 W 1 0 5 7 B

出 所 三河港長

15年127項 本州南岸 - 三河港北部 小型船舶操縦訓練

ラグーナ蒲郡沖で小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 平成15年3月4日、14日、15日、16日、18日の0900～1630

区 域 下記4地点により囲まれる区域

[世界測地系 WGS-84]

(1) 34-48-07.3N 137-17-19.0E

(2) 34-48-06.5N 137-17-26.8E

(3) 34-48-03.3N 137-17-26.3E

(4) 34-48-04.1N 137-17-18.5E

海 図 W 1 0 5 2 - W 1 0 5 7 A

出 所 三河港長

15年128項 本州南岸 - 衣浦港 深浅測量

下記区域で深浅測量が実施されている。

期 間 平成15年2月7日まで(予備日含む)の日出～日没

区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

[世界測地系 WGS-84]

(1) 34-52-23.6N 136-58-01.1E

(2) 34-52-27.2N 136-57-52.3E

(3) 34-52-30.1N 136-57-54.0E

(4) 34-52-26.5N 136-58-02.8E

標 識 作業船は赤白旗を掲げる。

海 図 W 1 0 5 6

出 所 衣浦港長

15年129項 本州南岸 - 衣浦港 水路測量

下記区域で水路測量が実施される。

期 間 平成15年2月12日～13日まで(予備日2月14日～18日)の日出～日没

区 域 下記6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

[世界測地系 WGS-84]

(1) 34-52-33.3N 136-57-50.0E

(2) 34-52-32.6N 136-57-51.9E

(3) 34-52-32.3N 136-57-51.7E

(4) 34-52-27.3N 136-58-03.6E

(5) 34-52-22.7N 136-58-00.7E

(6) 34-52-28.4N 136-57-47.0E

下記4地点により囲まれる区域

(7) 34-54-11.6N 136-58-24.8E

(8) 34-53-56.3N 136-58-19.5E

(9) 34-53-58.4N 136-58-10.4E

(10) 34-54-13.7N 136-58-15.7E

標 識 作業船は白赤白のえん尾旗を掲げる。

海 図 W 1 0 5 6

出 所 衣浦港長

15年130項 本州南岸 - 師崎港 灯台改修工事

大井港第三号防波堤灯台で改修工事が実施される。

期 間 平成15年2月下旬～3月下旬まで

区 域 下記地点付近

[世界測地系 WGS-84]

34-43-20N 136-57-55E

標 識 灯台は工事用シートで覆われる。

海 図 W 1 0 5 4 - W 1 0 5 3 - W 1 0 5 1

出 所 第四管区海上保安本部灯台部

15年131項 名古屋港 - 東航路及付近 航行制限区域設定

名古屋港東航路の拡幅増深整備に伴い、拡幅した東航路（航路幅員425mから500mに拡幅）における船舶交通の安全を図るため、下記のとおり船舶の航行を制限する。

期 間 平成15年2月28日（標識移設終了時）から当分の間

区 域 1 暫定東航路

次のアの地点からウの地点までを順次に結んだ線と、エの地点からカの地点までを順次に結んだ線との間の海面

ア 名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台から27度30分39.20メートルの地点

イ 同灯台から37度00分26.80メートルの地点

ウ 同灯台から21.2度30分56.40メートルの地点

エ 同灯台から33度00分43.60メートルの地点

オ 同灯台から42度30分39.00メートルの地点

カ 同灯台から20.7度30分56.70メートルの地点

2 暫定東水路

上記イの地点と下記キの地点を結んだ線と、下記クの地点とケの地点を結んだ線との間の同航路

- キ 同灯台から 47度00分2690メートルの地点
- ク 同灯台から 212度00分3810メートルの地点
- ケ 同灯台から 204度30分3850メートルの地点

3 暫定西航路

次のコの地点からシの地点までを順次に結んだ線と、ヌの地点からタの地点までを順次に結んだ線との間の海面

- コ 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から 60度30分3950メートルの地点
- サ 同灯台から 21度00分1380メートルの地点
- シ 同灯台から 223度30分4270メートルの地点
- ス 同灯台から 66度00分3690メートルの地点
- セ 同灯台から 42度30分1350メートルの地点
- ソ 同灯台から 34度30分 880メートルの地点
- タ 同灯台から 219度00分4250メートルの地点

- 制限事項 (1) 名古屋港高潮防波堤中央堤と同知多堤の間の水域を航行して名古屋港に出入りする雑種船以外の船舶は、上記の暫定東航路を航行しなければならない。
- (2) 名古屋港高潮防波堤中央堤と同鍋田堤の間の水域を航行して名古屋港に出入りする雑種船以外の船舶は、上記の暫定西航路を航行しなければならない。
- (3) 総トン数2万トン（油送船にあっては5千トン）以上の船舶は、上記の暫定東水路を航行して入航しようとするときは、当該水路入口付近に達する予定時刻を、同水路を航行して出航しようとするときは、運航開始予定時刻をそれぞれ入航予定日又は、運航開始予定日の前日正午までに港長（名古屋港海上交通センター所長経由）に通報しなければならない。

- 備考 (1) 暫定東・暫定西航路を航行する船舶は、港則法施行規則第29条の2（特定航法）各項に規定する東・西航路に関する事項を遵守すること。
- (2) 上記制限事項(3)の予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があったときは、直ちにその旨を港長（名古屋港海上交通センター所長経由）へ通報すること。
- (3) 上記制限事項(3)の暫定東水路を航行する船舶は、名古屋港海上交通センターが高潮防波堤東信号所及び金城信号所において行う信号に従うこと。

- 参考 (1) 上記区域の暫定東航路を示す地点に、灯標が次のとおり設置される。
- a 名古屋港東航路第二号灯標は、カの地点
 - b 名古屋港東航路第三号灯標は、クの地点
 - c 名古屋港東航路第四号灯標は、ケの地点
 - d 名古屋港東航路第十一号灯標は、イの地点
 - e 名古屋港東航路第十二号灯標は、キの地点
- (2) 本公示による暫定東・暫定西航路及び暫定東水路としての運用は、本年秋頃、港則法施行規則が改正・施行されることをもって本運用に移行される予定である。

海 図 W1055A - W1055B - W95
出 所 名古屋港長公示第15 - 2号

15年132項 名古屋港 - 第1区 ヨット帆走訓練
大手ふ頭北東側海域でディンギーヨット約30隻によるヨット帆走訓練が実施される。
期 間 平成15年3月2日、16日、23日の0930～1700
区 域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
[世界測地系 WGS-84]
(1) 35-05-36N 136-52-33E
(2) 35-05-36N 136-52-36E
(3) 35-05-30N 136-52-35E
(4) 35-05-30N 136-52-32E
標 識 訓練区域に黄色ブイを設置する。
備 考 警戒船を配備する。
海 図 W1055A
出 所 名古屋港長

15年133項 名古屋港 - 第1区 潜水訓練
金城ふ頭(13号地)58号岸壁南西海域で愛知県警察機動隊による潜水訓練が実施される。
期 間 平成15年2月12日・28日の0900～1600
位 置 下記地点付近
[世界測地系 WGS-84]
35-02-45N 136-50-55E
海 図 W1055A
出 所 名古屋港長

15年134項 名古屋港 - 第4区 掘下げ作業等
下記区域で掘下げ作業及び揚泥作業が実施される。
期 間 平成15年2月10日～3月20日までの日出～日没
区 域 (掘下げ区域)下記4地点により囲まれる区域
[世界測地系 WGS-84]
(1) 35-03-24.1N 136-50-17.6E
(2) 35-03-15.8N 136-50-12.5E
(3) 35-03-17.0N 136-50-09.7E
(4) 35-03-25.3N 136-50-14.8E
(揚泥区域)下記4地点により囲まれる区域
(5) 35-00-37.8N 136-49-29.1E
(6) 35-00-31.3N 136-49-29.1E
(7) 35-00-31.3N 136-49-17.3E
(8) 35-00-37.8N 136-49-17.3E
標 識 揚泥区域に黄灯付浮標を設置する。
備 考 警戒船を配備する。
海 図 W1055A - W1055B
出 所 名古屋港長

15年135項 名古屋港 - 第4区 掘下げ作業等
下記区域で掘下げ作業及び揚泥作業が実施されている。
期 間 平成15年3月19日まで（予備日3月20日～24日）の日出～日没
区 域 （掘下げ区域）下記4地点により囲まれる区域
[世界測地系 WGS-84]
(1) 35-03-33.1N 136-50-25.9E
(2) 35-03-30.4N 136-50-24.4E
(3) 35-03-33.7N 136-50-15.8E
(4) 35-03-36.4N 136-50-17.3E
（揚泥区域）下記4地点により囲まれる区域
(5) 35-00-31.3N 136-49-29.1E
(6) 35-00-24.8N 136-49-29.1E
(7) 35-00-24.8N 136-49-17.3E
(8) 35-00-31.3N 136-49-17.3E
標 識 揚泥区域に黄灯付浮標を設置する。
備 考 警戒船を配備する。
海 図 W1055A - W1055B
出 所 名古屋港長

15年136項 名古屋港 - 第4区 航泊禁止
ポートアイランド東側で、揚泥船による浚渫土の揚泥作業に伴い
航泊禁止区域が設定される。
期 間 平成15年3月1日～20日
区 域 下記4地点により囲まれる区域
[世界測地系 WGS-84]
(1) 35-00-37.8N 136-49-29.1E
(2) 35-00-24.8N 136-49-29.1E
(3) 35-00-24.8N 136-49-17.3E
(4) 35-00-37.8N 136-49-17.3E
標 識 禁止区域に簡易灯浮標を設置する。
備 考 揚泥作業に従事する船舶は除く。
海 図 W1055A - W1055B
出 所 名古屋港長公示第15 - 3号

15年137項 名古屋港 - 第5区 起重機船作業
下記区域で起重機船による荷役作業が実施される。
期 間 平成15年2月9日（予備日2月12日）の0700～日没
区 域 下記地点付近
[世界測地系 WGS-84]
34-58-54N 136-50-02E
備 考 警戒船を配備する。
海 図 W1055B
出 所 名古屋港長

15年138項 本州南岸 - 四日市港付近 灯浮標現状変更
(四管区水路通報 14年 50号 1458項 削除)

下記の灯浮標は次のとおり現状変更される。

期 間 平成15年2月中旬(予定)
名 称 四日市港第三航路沖灯浮標
位 置 [世界測地系 WGS-84]
34-58-39N 136-43-20E
灯 質 (変更前) モールス符号白光 毎8秒にA(・-)(250mmプラスチック)
(変更後) モールス符号白光 毎8秒にA(・-)(LED)
光 度 (変更前) 実効光度370カンデラ(D-1)
(変更後) 実効光度100カンデラ
光達距離 (変更前) 7.5海里
(変更後) 5.0海里
海 図 W94 - W95 - W1051
出 所 第四管区海上保安本部灯台部

15年139項 本州南岸 - 四日市港、第3区 灯台改修工事
四日市港東防波堤南灯台で改修工事が実施される。

期 間 平成15年2月下旬～3月下旬まで
区 域 下記地点付近
[世界測地系 WGS-84]
34-57-05N 136-39-32E
備 考 灯台は工事用シートで覆われる。
海 図 W94 - W95 - W1051 - W70
出 所 第四管区海上保安本部灯台部

15年140項 伊勢湾 - 松阪港 導灯現状変更
下記の導灯は次のとおり現状変更される。

期 間 平成15年2月24日(予定)
名 称 松阪港導灯(前灯)
位 置 [世界測地系 WGS-84]
34-36-40N 136-33-26E
光 度 (変更前) 1100カンデラ
(変更後) 1000カンデラ
光達距離 (変更前) 9.5海里
(変更後) 9.0海里
海 図 W88 - W1051
出 所 鳥羽海上保安部

15年141項 伊勢湾 - 松阪港 導灯現状変更

下記の導灯は次のとおり現状変更される。

期 間 平成15年2月24日(予定)
名 称 松阪港導灯(後灯)
位 置 [世界測地系 WGS-84]
34-36-39N 136-33-25E
光 度 (変更前)1100カンデラ
(変更後)1000カンデラ
光達距離 (変更前)9.5海里
(変更後)9.0海里
海 図 W 8 8 - W 1 0 5 1
出 所 鳥羽海上保安部

15年142項 伊勢湾 - 松阪港 導灯調査作業

下記区域において、作業船による松阪港導灯の誘導方向角及び位置の測量作業が実施される。

期 間 平成15年2月24日～3月10日までのうちの1日間、1700～2200
区 域 下記2地点を結ぶ線上の幅40mの区域
[世界測地系 WGS-84]
(1) 34-37-51.4N 136-34-05.5E
(2) 34-36-40.4N 136-33-26.0E
海 図 W 8 8
出 所 鳥羽海上保安部

15年143項 伊勢湾 - 宇治山田港 水路測量

下記区域で水路測量が実施される。

期 間 平成15年2月17日～21日まで(予備日2月24日～28日)の日出～日没
区 域 下記2地点を結ぶ線上付近
[世界測地系 WGS-84]
(1) 34-31.4N 136-44.9E
(2) 34-32.0N 136-45.8E
標 識 作業船は白赤白のえん尾旗を掲げる。
海 図 W 1 0 5 1
出 所 鳥羽海上保安部

15年144項 本州南岸 - 菅島水道、菅島 防波堤築造工事

(四管区水路通報 14年 35号 979項 削除)

下記地点付近で防波堤築造工事が実施されている。

期 間 平成15年3月20日までの日出～日没
区 域 下記地点付近
[世界測地系 WGS-84]
(1) 34-30.1N 136-53.8E

標 識 作業区域に赤旗付竹竿を設置する。
備 考 (1)潜水作業を伴う。
(2)警戒船を配備する。
海 図 W 7 3
出 所 鳥羽海上保安部

1 5 年 1 4 5 項 本州南岸 - 鳥羽港 小型船舶操縦訓練

下記区域で小型船舶操縦訓練が実施されている。

期 間 平成15年2月19日までの0900～1630

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近

[世界測地系 WGS-84]

(1) 34-29-06.4N 136-51-06.5E

(2) 34-29-01.1N 136-51-11.0E

標 識 訓練区域にオレンジ色ブイを3基設置する。

海 図 W 7 3

出 所 鳥羽海上保安部

1 5 年 1 4 6 項 本州南岸 - 鳥羽港 起重機船作業

下記区域で起重機船による荷役作業が実施されている。

期 間 平成15年3月4日までの0800～1700

区 域 下記地点を中心とする半径50mの円内

[世界測地系 WGS-84]

34-28-23N 136-50-52E

標 識 作業区域に赤旗付竹竿及び黄灯付浮標を設置する。

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W 7 3

出 所 鳥羽海上保安部

1 5 年 1 4 7 項 本州南岸 - 的矢港 防波堤等築造工事

下記区域で防波堤・護岸及び物揚場築造工事が実施されている。

期 間 平成15年3月4日までの0800～1700

区 域 下記位置を中心とする半径50mの円内

[世界測地系 WGS-84]

34-21-31.6N 136-52-31.2E

標 識 作業区域に赤旗付竹竿及び黄灯付浮標を設置する。

備 考 (1)潜水作業を伴う。

(2)警戒船を配備する。

海 図 W 7 3

出 所 鳥羽海上保安部

15年148項 本州南岸 - 大王崎、波切港 起重機船作業
下記区域で起重機船による荷役作業が実施されている。
期 間 平成15年3月4日までの0800～1700
区 域 下記地点を中心とする半径50mの円内
[世界測地系 WGS-84]
34-16-59.0N 136-53-54.6E
標 識 作業区域に赤旗付竹竿及び黄灯付浮標を設置する。
備 考 警戒船を配備する。
海 図 W 7 8
出 所 鳥羽海上保安部

15年149項 本州南岸 - 英虞湾、浜島港 小型船舶操縦訓練
下記区域で小型船舶操縦訓練が実施される。
期 間 平成15年2月23日～3月6日までの0900～1600
区 域 下記2地点を結ぶ線上付近
[世界測地系 WGS-84]
(1) 34-17.3N 136-46.3E
(2) 34-17.2N 136-46.5E
備 考 訓練区域に蛇行ブイ3基を設置する。
海 図 W 1 0 5 8 - W 7 8
出 所 鳥羽海上保安部

15年150項 本州南岸 - 英虞湾、浜島港 潜水調査
下記区域で潜水土による魚礁状況調査が実施される。
期 間 平成15年3月3日～7日まで(内1日)の0900～1700
区 域 下記地点付近
[世界測地系 WGS-84]
34-17-25N 136-45-42E
海 図 W 1 0 5 8
出 所 鳥羽海上保安部

15年151項 本州南岸 - 熊野灘、五ヶ所港 ボーリング調査
下記区域でボーリング調査が実施される。
期 間 平成15年2月10日～3月25日まで(予備日含む)の0800～1700
区 域 下記位置を中心とする半径70mの円内
[世界測地系 WGS-84]
34-17-27N 136-39-03E
標 識 ボーリングやぐらに赤旗及び黄灯を設置する。
海 図 W 7 8
出 所 鳥羽海上保安部

15年152項 本州南岸 - 熊野灘、長島港南方 灯浮標現状変更
(四管区水路通報 14年 50号 1474項 削除)
下記の灯浮標は次のとおり現状変更される。

期 間 平成15年2月中旬(予定)
名 称 長島イ島灯浮標
位 置 [世界測地系 WGS-84]
34-10-28N 136-20-36E
灯 質 (変更前)群急閃白光 毎10秒に3急閃光(250mmプラスチック)
(変更後)群急閃白光 毎10秒に3急閃光(LED)
光 度 (変更前)実効光度120カンデラ(D-2)
(変更後)実効光度100カンデラ
光達距離 (変更前)5.5海里
(変更後)5.0海里
海 図 W76
出 所 第四管区海上保安本部灯台部

「四管区水路通報」に関する問い合わせ先

第四管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒455-8528 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎(6階)

TEL 052-661-1611(内線315)

FAX 052-654-2536(FAXサービス兼用)

E-mail zushi4@jodc.go.jp

第四管区海上保安本部情報部インターネットアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/index.htm>

海上保安庁海洋情報部インターネットアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

また、FAXによるポーリングサービスも行っています。

FAX番号は『052-654-2536』です。なお、Fコードやパスワードは設定していません。
(ポーリング受信のモードで、上記番号にアクセスします。機種によってはパスワードの入力を求められますが、その際は適当な4桁の数を入力します。)